

【授業報告】

ドナルド・A・ショーン著

『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考』

(柳沢昌一・三輪建二監訳、鳳書房、2007) を共同で読む

渡邊洋子・河井亨・原田直樹・黒野詩織
小野加奈子・牧浦寛・柴原真知子・辻喜代司

Joint Reading of the Japanese Translated Text of
Donald.A.Schön, *The Reflective Practitioner: How Professionals Think in Action*, 1984
(trans. by S.Yanagisawa et.al, Otori-Shobo, 2007)

Yoko WATANABE, Toru KAWAI, Naoki HARADA, Shiori KURONO
Kanakano ONO, Hiroshi MAKIURA, Machiko SHIBAHARA, Kiyoshi TSUJI

序 — ショーンを今、共同で読むということ

本原稿は、2008年度の生涯教育学講座授業「継続教育論」において実施した共同作業、すなわち一冊の著作をテキストとして読むという作業の成果をまとめたものである。

テキストは、ドナルド・ショーンの標記著書の邦訳版である。原著はすでに2001年、『専門家の知恵』（佐藤学・秋田喜代美訳、ゆみる出版）のタイトルで抄訳・刊行されている。本書が難解かつ複雑な多くの事例の考察を含む大部な著作であるため、同翻訳書では、理論的中核をなす第一章・第二章のみが翻訳され、ショーンの思想構造と日本の教育状況との関連について丁寧な解説が付された。その成果もあってか、ショーンの名と鍵概念「反省的思考」「反省的实践家」は、教育関係者に広く共有されるに至った。これに対し、本翻訳書は、昨今の専門職大学院設置の動向を背景に、ショーンの提起を事例に即してより具体的に理解すべく、目的に、事例考察に充てられた3章以降がすべて翻訳され、「省察的实践」(reflective practice)を含む新たなタイトルをもって刊行されたものである。

「継続教育論」は、大学院重点化にともない設置された隔年開講の専門科目の一つである。大学院科目でも「特論」のような形ではなく、授業内容が科目名で端的に示されている点に特徴がある。2002年度以降、この授業では、生涯継続教育continuing educationの現状と課題に関わって、職業教育の国際的動向、職人養成や医学・医療教育、芸術教育等の現場の実態や実践的課題などについて、文献調査やフィールドワーク、外部講師の招聘など、多面的なアプローチを行ってきた。今年度はこれら踏まえ、本書の共同講読を通して、「継続教育論」の現代的キーワードの一つ「省察的实践」を考察することとした。英語原文での講読ではなく、刊行直後の本翻訳書を手がかりとしたのは、個々の箇所の叙述の精緻な把握以上に、一人の著者によって書かれた作品の論理構造と構成を明確に読み取ることによってエネルギーを集中したかったため

ある。もちろん、翻訳書の講読では、訳文や訳語の不明や不備、英文の文脈からのニュアンスのずれなど、原文を参照し、原文との比較対照を行うべき箇所にならずに出会うことは避けられない。実際、論理を捉えようとして読み進めれば読み進めるほど、個別の箇所の原文をひもとく回数は増えた。だが結果として、そのような取り組みが、ショーンの思想の一步踏み込んだ理解につながったことも、事実である。

実際の授業では基本的に、本書の序章から第一章・第二章にかけて全員で熟読し、ショーンの理論的枠組についての大枠の理解を共有した上で、第三章以下の分担を決めた。授業は、各分担者による各章の要約およびコメントによる報告をもとに、本書の文脈に沿った理解に努めつつ、自由闊達な議論を展開した。以下の論稿は、各受講生による本授業の総括である。執筆者は、自らの分担箇所に関するさらなる考察、あるいは、独自の問題意識によるショーンの議論や提起の検討、のいずれかを選んで執筆することとした。それゆえ、単独の章を扱った部分がある一方、必ずしもすべての章が網羅されてはいない。また、本論稿は、授業の「最終レポート」として各自が書きやすい形式で展開したものに若干のリライトを施し、一本の論稿として再編集した。このため、書式などに一貫性を欠くが、敢えて手を入れていない。これらの点から由来する読みにくさについては、あらかじめ、お詫びとお断りをさせていただきたい。

以下、授業担当者の立場から、「なぜ今ショーンか」「なぜ共同で読むのか」という2点について、簡単に述べておきたい。

第一に、筆者は生涯教育学研究者として、現代日本の文脈において「省察（振り返り）」概念を再吟味する必要があると感じている。現在、医学・看護教育や企業教育などにおいて、「振り返り」（リフレクション）という言葉は、ごく一般的な用語として用いられている。だが、これらの現場における「振り返り」の意味は、かなり限定されている。現場担当者や関係者からの話に共通するのは、「振り返り」がかなりの程度、「反省する」という意味合いで使われていることである。例えば、業務日誌をつけて一日のできごとを点検すること、起こってしまった誤りや失敗について思い出し、原因を探ること、それらを二度と繰り返さないような対策を講じ、また心構えをもつこと、などである。これが、ショーンの最初の邦訳でreflective practitionerが「反省的实践家」と訳されたこととの関係の有無は不明である。

このような「振り返り」は、具体的な活動や行動によって「した／しない」が明確化されるがゆえに、わかりやすい。とはいえ、「省察」概念の理論的背景とその実践的示唆からかなり距離のあるものになっている点は、指摘せねばならないであろう。さらに、現場においては、「振り返り」という活動や行為が、そのような理念の実践的理解の上に成り立っていないがゆえに、形式的・表面的な「反省」に陥りやすく。それゆえに、「いくら『振り返り』をしても、改善や効果がみられない」と担当者が嘆息する事態になりがちなのだと思われる。筆者は、このような「振り返り」とは異なる「省察」とは何か、どこを変えればよいのか、そしてこの省察によって実践はどう変わり得るのかを再検討する時期にきていると考える。

そこで鍵となるのは、このような従来の「振り返り」を「行為後の省察」reflection on actionとして批判的に捉え、現代の専門職に必要なのはむしろ「行為の中の省察」reflection in actionである、とするショーンの提起である。筆者はこの「行為の中の省察」の中にこそ、

現場での「振り返り」のあり方、ひいては専門職教育の基盤となる考え方を問い直すにあたっての、大きな示唆があると忖えている。本書の講読を通して、授業担当者である私自身、現役学校教員をも含む多様な受講生とともに、このような現代的課題に取り組んでみたいと考えた。

第二に、「共同で読む」という点である。「テキスト」の読み方には色々あるが、生涯教育学においては、学問的権威が「正しい読み方」を教授する方法は、適切とは思われない。むしろ、筆者自身は、「大学」という現場を足場に仕事をする一人の「実践者」として、多様な背景とそれぞれの研究領域と活動の場をもった受講生（「実践者」）とともに、同じテキストを読み解く作業が重要であると考えた。実践の文脈はそれぞれの実践者に固有なものであるがゆえに、テキストは、各々の文脈において独自に吟味されるとともに、それらの成果を付き合わせたところで、総合的に検討されるべきものであると考えたためである。この小稿には、議論の詳細を掲載することはできないが、各執筆者の記述は、授業における議論を反映し、その成果を踏まえて書かれたものであることを、申し添えておきたい。

（渡邊洋子）

1 『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』の中のショー

本稿の目的は、ドナルド・A・ショー著『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』（柳沢昌一、三輪建二監訳、鳳書房、2007年）とその著者であるショーとの関係を、省察的实践という観点から考察することである。

ショーが、「行為の中の省察」等についてミクロにみていく場合¹、組織システムについての議論は姿を見せない。また、組織学習あるいは組織の悪循環についてマクロに論じていく場合²、「行為の中の省察」をはじめ実践システムについては、それがどうなっているのかは論じない。たとえば、クイストとペトラのやりとりは、デザイン・スタジオという組織システムにどのように広がっていったのか。また、組織的な実験の手はずを整えたG社長は、いったいどのように「行為の中の省察」を行っているのか。これらはともに十分に論じられていない。

ショーは、「行為の中の省察」についての省察が不十分であると何度も指摘する³。また、「行為の中の省察」を規制する使用理論や組織学習についての省察が不十分であると指摘する⁴。こうした指摘が意味しているのは、第一に、実践者は、自らの「行為の中の省察」を、自分の理解の枠組みの〈中〉でしかおこなわないということ、すなわち〈実践の中の知の生成〉の自己強化システムを形成するということである。そして第二に、この自己強化システムが、「行為の中の省察」についての省察を妨げているのだということである。実践者は、自らの直感的な理解を暗黙のものとしたままである。そうではなくて、この自己強化システムの妨げを越えて、自らの理解を吟味しなければならないとショーは言ったのである。言葉を変えるならば、自己強化システムのもとにあるということはシングル・ループ学習であり、枠組みを作り直すことを含めて全体システムへと範囲を拡大する「行為の中の省察」についての省察はダブル・ループ学習である。したがって、ショーは、シングル・ループ学習からダブル・ループ学習へ移行することを要求しているのである。

さかのぼって、ショーがプロフェッショナルの直面している問題としたのは、不確実な状

況であった。そこでは、目的を設定し、その目的に導かれるかたちで道具的に問題を解決するという技術的合理性が限界に直面したと指摘された。すなわち、道具的な問題解決の前提としての目的の設定・問題の設定が不確実なのである。その問題の設定とは、「注意を向ける事項に〈名前をつけ〉、注意を払おうとする状況に〈枠組み(フレーム)を与える〉相互的なプロセスなのである」⁵。

先に簡単に触れたケースのなかで、クイストやG社長は、この相互的なプロセスをおこなっている。それが多様で複雑、そして不確実な状況に対処するための「行為の中の省察」である。では、登場人物たちに「行為の中の省察」についての省察が欠けていると指摘するショーンは、どこにいてなにをしているといえるだろうか。

ここでショーン（著者）は、とりあげるケースの登場人物（クイスト・ペトラ・G社長ら）の「行為の中の省察」を記述し、考察することをおこなっている。しかし、それは「行為の中の省察」についての省察ではない。その省察は誰がしているのか、すなわちその省察の準拠点はどこにあるのかを取り違えてはならない。つまり、ショーンは、ケースの登場人物の「行為の中の省察」を記述し、考察するという行為のなかで、実験し、手立てを講じ、枠組みを再設定し、知識を参照し、レポートリーを構築し、探究するという「行為の中の省察」をしている。たしかに、ショーンは、「行為の中の省察」についての省察について言明し、指し示しているが、それをしているわけではない。「行為の中の省察」についての省察を担うのは、ショーンその人ただ一人ではない。

では、「行為の中の省察」についての省察はどのようにすればいいのか。まず、このような問いのもつ技術合理性を確認せねばならない。これこれすれば、「行為の中の省察」についての省察ができるようになるという道具的な問題は、この場合設定不可能である。それは最初から拒否されているのだということ、そこから出発しなければならない。しかし、「行為の中の省察」についての省察がどこにも足場をもたないかということ、そういうわけではない。それは、ショーンが叙述する組織システムに足場をもつのである。クイストやG社長の「行為の中の省察」についての省察は、このような組織や共同体に準拠して成立するのである。この意味で、「行為のなかの省察」についての省察は、組織外の項ではなく、むしろ組織に内属しているのである。

先に、クイストやG社長が、「行為の中の省察」という相互的なプロセスをおこなっていると述べた。そして同じ意味で、ショーンもこの「行為の中の省察」という相互的なプロセスをおこなっている。ここでわれわれは、このプロセスが相互的であるということの意味を理解することができる。ショーンが言うように、「注意を向ける事項に〈名前をつけ〉、注意を払おうとする状況に〈枠組み(フレーム)を与える〉」プロセスなのであるが、この向かっていくベクトルと返っていくベクトルという意味での相互性という点に加えて、実践の状況に〈あって〉、実践の状況に〈枠組みを与える〉という相互性があるのである。いうなれば、ある実践あるいは活動に対して、行為に対するコンテクストが双対的に構成されるのである。そして、この行為とコンテクストの双対構成がなされているのは、ある実践あるいは活動が他の実践あるいは活動と関係する次元、すなわち組織、共同体、そして社会である。

最後に、〈ショーンのおこなっている「行為の中の省察」〉についての省察は、どこに準拠して成立しているのか。それは、登場人物（クイストやG社長）と著者（ショーン）と読者（われわれ）とがともに立つこの空間において成立しているのである。この意味で、「行為のなかの省察」についての省察は、閉じた構造ではなく、つねにすでに開かれた構造としてあるのである。ショーン（著者）のいう省察の実践は、このような開放的でダイナミックな構造をもっている。（河井 亨）

2 省察の実践家としての教師の在り方

ショーンは、標準化された理論と技術を「適用」する専門的職業の〈技術的合理性〉モデルの限界に触れ、それとは対照的である〈行為の中の省察〉を中心概念とした「反省的实践家」と呼ばれる新しい専門的職業の実践的思考のスタイルを描き出した⁶。その中で特に大学院改革を訴え、大学院におけるプロフェッショナル教育において、高度に専門化され標準化された知の伝達にとどまることなく、現実社会の問題解に結合したケースメソッド⁷を取り入れたより実践的な教育の必要性を述べた。そして、この概念はその後のプロフェッショナル教育に大きな影響を与え、後の日本における専門職大学院の創設にも示唆を与えることとなったと言える。また、ショーンのこの考え方は、1980年代以降の教師教育の分野にも影響を与えた。本書の中でショーンがウィルソンの取り組みを取り上げながら示した「教師」の姿を、柳沢は「既存の知と技術を伝達しその『適用』を指導する存在ではなく、協働探求の状況を生み出し、学習者が主体性を持った探究者となりゆく過程を支える存在である」と表現している⁸。

このショーンの影響を受けて佐藤[1997]は、まず、教職という仕事の特徴として以下の3点を挙げている。①教育実践は、自己の外に対して働きかける実践であると同時に自己の存在と関係を問い直し組みなおす実践として遂行され、教師の実践に反省的な性格をもたらすものである(再帰性)。②教育実践で扱う問題の解決においては科学的な知見や合理的な技術の「確実性」が適用できず、文脈依存性と価値の多元性と理論の複合性によって表現されるものである(不確実性)。③教師の仕事は時間的にも空間的にも連続的に拡張する性質を持っており、そのことが、教師の職域と責任の無制限な拡大をもたらしている(無境界性)。そして、これらを踏まえた上で、1960年代以降「経験科学の方法でその過程の法則的な理解や技術原理の一般化」を追究してきた「授業研究」について批判的見解を示し、授業は教師における「複雑な文脈で展開される実践的な問題解決の過程」であり、そこには「高次の省察と判断と選択を要求される意思決定」が必要なのであり、今後はより実践に即した形での「授業研究」が望まれると述べている。さらに、教師のあるべき姿として「適応的熟達者」と表現し、教師の授業実践は実践の省察だけでなく、省察に基づいて実践化する技術も必要であり、省察と実践の繰り返しにより、自動的に扱える技術すなわちルーティンを形成することが実践上の効率性を支えているとしている⁹。教師の教育実践の中で最も重要な位置づけにあるものは「授業」であり、多くの教師はそれぞれの専門性に立った上で「授業」改善を試みている。教育研究者始め教師が築き上げてきた授業モデルには多様なものがあるが、それぞれに一長一短があり、すべての教師

が、すべての学校において、すべての生徒に対して「適用」可能なものではない。これらの優れたモデルを参考にしつつも個々の教師は経験、適性、生徒や学校の実態に応じた固有のスタイルを築いていかなければならないのである。

今後、教師の職能開発には大学院教育の果たすべき役割は大きくなっていく。大脇[2008]は、大学院における現職教育に携わる実践的研究を通して、「教師の日常的な取り組みの中に『省察』が埋め込まれている」と述べ、大学院の果たすべき役割について『理論知と実践知の交流』は学校教育の理論的認識と反省的实践の双方向的な交流・統一」であり、「実践から理論への帰納的方法と理論から実践への演繹的方法が考えられるが、実際には二つの方法や方向をらせん的に往還する作業を通して、両者の関連付けが見えてくる」と述べている。そして、学習者自身が「理論的認識と反省的实践の統一を意識した学習を行うこと」を求めている¹⁰。また、曾余田ら[2007]は、スクールリーダー教育の実践的研究から、力量形成(職能成長)の捉え方を重要課題としてあげている。それは、力量形成を「知識や手法やスキルを量的に増大するという直線的」に捉えるのか、「自らのあり方を省察することにより質的な自己変容を伴う」ものとするのかである。そして、アージリスとショーンの概念を引用し、「どうやったら上手くいくか」と問題解決のために役立つ知識やスキルを得ようとする「シングルループ学習」に力点を置くのではなく、「何のために、なぜ自分はそれにこだわっているのか」と自らの枠組みや視点の適切性を省察する「ダブルループ学習」に力点を置くことの重要性を強調している。そして、受講者が研修の中だけでダブルループ学習を行うのではなく、日常の実践の中でダブルループ学習を行う力を身につけることであると述べている¹¹。同様のことをミンツバーグ[2006]は印象的な言葉で表現している。彼は「reflect (省察する)」の語源がラテン語の「折り曲げる」という意味の言葉であり、「省察」するということは、「まず内面に着目し、その次に外面に目を向けることにより、見慣れた物事を別の角度から見ることを意味する」と述べている¹²。

いわゆる新教育大学開設により現職教員教育の道が準備されたことを契機として、既存大学にも同様の目的の修士課程が整備されてきたが、我が国の大学院制度が研究者養成と高度専門職業人養成との機能区分を曖昧にしてきたことや、高度専門職業人養成の役割を果たす教育の展開が不十分であったことなどの反省に立ち、教員養成・現職教育において実践的指導力の育成に特化した教育内容、事例研究や模擬授業など効果的な教育方法、指導体制を整えた専門職大学院の設置¹³が進みつつある。一方でミンツバーグ[2006]は、米国のMBAプログラムで取り入れられてきたケースメソッド（この場合は合理的な解決方法を習得することを目的として設計された人工的な経験中心の教育を指す）を批判し、理論を学習者の自然な経験に照らしてじっくり振り返ることが学習の中核をなすべきであると述べており¹⁴、このことは我が国の教職大学院あるいはスクールリーダー教育に対しても重要な示唆を与えるものと考えられる。従来から教員研修は行政主導かつ現場から離れた場所で行われることがほとんどであり、自分自身の実践経験を省察するような場が十分に与えられてきたとは言えなかった。学校組織の官僚化がますます進んでいるといわれる中で、「実践者の力量向上は実践の場において成される」という認識をもち実践の場での学習機会・方法を確立するとともに、実践者と研究者の双方向的か

つ実践的な研究・研修が進められるような体制作りが求められる。(原田直樹)

3 「行為の中の省察」の一般的プロセスとなりうるもの

本稿は、まずドナルド・A・ショーン著『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』（柳沢昌一、三輪建二監訳、鳳書房、2007年）におけるキーワードである「行為の中の省察」という言葉について報告する。次に第三章「状況との省察的な対話としての建築デザイン」において、事例をもとに描かれた「行為の中の省察」の一般的プロセスとなりうる過程を紹介する。そして最後にその過程について報告者の体験と重ねた感想を以て授業報告としたい。

ショーンは、熟練した行為が「私たちが表現できる以上の知」を明らかにすることがよくあると指摘する。そして、気づかないままに行われる実践のプロセスにおける知の生成において、以下の3点の特性を述べている¹⁵。

- ・ 意識しないままに実施の仕方がわかるような行為、認知、判断がある。私たちは自分の行為に先立って、あるいは行為の最中にその行為、認知、判断について考える必要はない。
- ・ 私たちは、こうした行為、認知、判断を学んでいるのに気づかないことが多い。私たちはただ、そうしたことをおこなっているという事実気づくだけなのである。
- ・ 行為の本質に対する自分たちの感覚の中には、あとから取り入れられることになる了解事項について、あらかじめ気づいていた場合もあるだろう。また、これまでまったく気づかなかったという場合もあるだろう。どちらの場合でも、私たちの行為が指し示す知の生成を記述することは、通常はできない。

ショーンが、行為について(on)ではなく、行為の〈中(in)〉の知の生成について語るのはまさにこの意味においてであり、これが通常の実践知の特徴を示すモデルである。また、ショーンは行為の中の知の生成だけでなく、行動の最中におこなっていることそれ自体についても考えることがあると指摘する。ショーンはこれを「行為の中の省察」と呼ぶ。

三章では建築家クイストという一人のプロフェッショナルの実践において、「行為の中の省察」がおこなわれる様子を描き出している。この事例は、建築のデザインスタジオの所長であるクイストが、学生のペトラによる学校建築のデザイン案について検討し、指導している場面である。

このプロセスには注目すべき3つの局面がある。この3点は「行為の中の省察」の一般的プロセスとなりうる過程を示唆する、もしくはそのプロセスに含まれる要素であると考えられる。

ひとつは、自分が講じた手立てによって生じた結果についてデザイナーが説明したり認識したりする言語の領域である。ショーンはこの事例におけるデザインする言語¹⁶を12の領域に分類し、そのレパートリーを生かしてペトラに説明を行う。またデザインプロセスの初期段階では、クイストの優先的な注意は、比較的頻繁に述べられているデザイン領域に向けられており、

プロトコルに全くあらわれない領域さえ存在する。

ふたつめは、デザイナーが見出し把握する意味である。クイストとペトラは、あとから講ずる手立てに対して以前の手立てがどのような意味をもつかに注目している。またデザインする言語のさまざまな領域から引き出した基準が状況の中で関連しあい、デザイナーが講じた手立てから意味の体系が生み出される。専門的ルールはこうしたものから成り立つ。このルールにより、デザイナーは自分が講じた手立てについて三重の評価を行う。つまり、まずデザイン領域の分類に照らして、判断した結果が望ましいかどうか。もうひとつは、その結果が以前講じた手立てと合っているかどうか。最後に、自分の講じた手立てから生まれた新たな問題や可能性を認識することによる評価である。

三つめは、対話の相手である状況に対するデザイナーのスタンスの変化である。まず、クイストはペトラに、問題に自由に踏み込み自分が組み立てた考えをその問題にあてはめるよう勧める。つぎにペトラが講じた手立てから生み出された意味に関わる専門的ルールにも目を向けるようにと促し、「当然」の手立てを忠実に講じていく。この手立ての如何によって、自由選択への評価が下される。また、クイストは部分的な手立てを講ずるたびに、どれほど全体が問題になるかを示す。最後に、手立てを講ずる繰り返しと手立てがもたらす結果の評価を循環させながら、クイストは方針を一時的に使用することから最後まで関わることへと変化していく。この変化によってデザインの経済性が達成されるが、それは、みずからの思考実験をやりやすくするために講ずるからみ合いの展開を単純化するからである。

ショーンはこの3点を指摘したのち、「行為の中の省察」についての省察に言及し、これが行われていないことが、プロフェッショナルの知を「表現できない名人芸」とし「行為の中の省察」の一般のプロセスを見逃しやすくしているとする。

ショーンはその見えにくくなっているプロセスについて、以下のように指摘している。

専門的ルールの当てはめが包括的な実験としておこなわれる。ただし実験の結果と意味は自分たちで見出す必要がある。クイストは枠組み転換をおこない、その枠組み転換をした問題についての行為の中の省察をおこなっている。具体的にいえば、彼は専門的ルールを当てはめたのち状況との対話をおこないながら意味の絡み合いを拡張させ、講じた一連の手立てのそれぞれについて、クイストが持つデザイン領域のレパートリーから引き出した複合的な評価をおこなっているのである。そのなかで、たとえば選択の自由の享受から込められた意味の受容へ、局所的なユニットへの取り組みからその結果生じる全体に関する距離をおいた考察へ、一時的な検討のスタンスから全面関与のスタンスへ、といった変化が生まれている。これらは状況との対話によって生まれた新しい考え方といえる。

さて、ここまでショーンの論を紹介してきたが、報告者がこの論を自らの体験に当てはめた際にもっともしっくりきたのは、自身の茶の湯の体験に当てはめた場合である。報告者は大学生活のなかで茶の湯と関わる機会を得て、内輪ながら茶会を催した経験を幾度か持つ。茶会を計画する過程において、この建築家の事例と「行為の中の省察」の一般のプロセスとなりうる過程に共感できる体験は少なくない。これは即ち「行為の中の省察」の一般のプロセスであるものが、このうちに存在するからではなかろうか。また、共感できる体験が多いことは、茶の

湯においてもプロフェッショナルといえる人物(茶会計画などの指導者)が存在することも証明する。ただし報告者はあくまで学生ペトラの立場でありプロフェッショナルとは程遠いが。共感できることとして、まず茶会の計画のうちにもショーンのいう「デザインする言語」は存在すると考える。ただし、その言語は茶会という場が学校建築デザインに比べより時間軸を意識しているためか、茶の湯においてデザインする言語には描くことと話すことのみならず時間の経過をも結びつける言語として存在するように思う¹⁷。

また、茶会において「月」などといったテーマを設定し道具を選んでいく場合に、ある道具に込められた意味は非常に重要である。茶会の計画を練る過程、特に道具選びは、言われてみれば確かに自分が講じた手立てについて三重の評価を下しながら行っているのである。

さらに思い返せばあれはショーンのいう「デザイナーのスタンスの変化」であったと確信する、茶会の計画における提案にもころあたりがあった。

しかしながらももちろん建築家と茶の湯におけるプロフェッショナルとは異なる専門性をもち、ここで論じた内容はあくまで「行為の中の省察」の一般のプロセスとなりうるものでしかない。省察的实践者の「行為の中の省察」の一般のプロセスを導き出す試みは容易なものではない。

「行為の中の省察」の一般のプロセスについて、もちろんショーンの論は三章のみではなく、他の章でさらに展開していくが、本論はとりあえず以上をもって三章を中心とした授業報告とする。
(黒野詩織)

4 プロフェッショナルとクライアントの相互行為としての省察的实践

ー医療現場における実践例からー

本講義では、ドナルド・A・ショーン『省察的实践とは何か プロフェッショナルの行為と思考』の輪読を通して、様々な専門職の実践における行為について省察的实践という観点から議論を行った。ショーンはその著書の中で、実践者の「行為の中の省察」の定義を明らかにし、実践現場における「省察的研究」の重要性を説いた。結論部でのショーンの主張は次の二点である。第一に、「省察的研究」はプロフェッショナルとクライアントとの関係、あるいはその相互行為によって成り立つものであるということである。第二に、「省察的研究」についての具体的な方法論である。ショーンは、「省察的研究」とは実践者の活動そのものであり、研究と実践との交換は直接的であると述べる一方で、実践現場の外で行われる研究について四種類のレパートリーを取り上げた。本稿では、実際の医療現場における実践を事例に挙げ¹⁸、ショーンの言及する「省察的研究」に関する上の二つの特徴について、現状の取り組みに照らし合わせた考察を行いたい。

まず、第一の「省察的研究」におけるプロフェッショナルとクライアントとの相互行為について考察する。省察的实践では、プロフェッショナルは自らの不確実性をあらわにし、実践の中の知の生成を通して自分自身を発見する。一方でクライアントは、自分自身がいだいているプロフェッショナルに対する秘技の魅惑から一定の距離を置き、問いを発する新しい能力を伸ばす必要がある。しかし、省察的实践におけるプロフェッショナルとクライアントとの関係は、

伝統的な共有規範としての契約関係と比べ、双方の能力に対する異なった要望が出され、異なった満足が示されるという点で、困難が生じる。それを克服するためには、プロフェッショナルとクライアントの新しい相互行為モデルを実験する意思と、新しい種類の行動をとる能力にたいする自信と、新しい契約がもたらす満足を経験することが必要であるとショーンは述べる。ここでは、実際の医療現場におけるプロフェッショナルとクライアントとのこの相互行為を高める手段の実例として、医療ボランティア、そのなかでも病棟ボランティアの活動を挙げる。病棟ボランティアは、患者の身の辺の世話や話し相手など医療行為の範囲外でのケアを手伝う一般の市民ボランティアである。このような病棟ボランティアは、医師や看護師などの専門職とは一線を画す一方、それが故に、患者にとっては接しやすい存在である。彼らは、医師や看護師の専門性に対する患者の恐れや緊張感を緩和する役割と同時に、患者の自らの治療に対する不安や希望などの感情や意思を察し、それらを受け止める存在ともなり得る。また、専門職である看護師と患者の間に立つことが多く、看護師に対して、患者やその家族の様子を伝える役割も担う。このような意味で、病棟ボランティアは、医療専門職と患者双方の要望と満足のパイプ役となり、医療における双方の相互行為の潤滑油になるといえよう。それは、プロフェッショナルとクライアントとの省察的实践を高めることに繋がる。病棟ボランティアの設置は、医療行為におけるプロフェッショナルとクライアントとの相互行為を促進するという点で、省察的实践の有効な手段であると考えられる。

次に、「省察的研究」についてのショーンの方法論が実際の医療現場での取り組みにどのように対応しているかについて考えたい。省察的实践における研究とは、実践者の活動に他ならず、そこでは研究と実践の交換は直接的であり、「行為の中の省察」はそれ自身がまた手段になる。しかし、研究には実践現場の外で直接遂行可能な研究もある。その具体的な方法として、ショーンは四種類を挙げる。フレーム分析、レパートリー構築の研究、探求と架橋理論の基礎的方法に関する研究、そして「行為の中の省察」プロセスに関する研究である¹⁹。彼は本書において、探求と架橋理論の基礎的方法に関する研究を除く三つの方法について詳細に検討した上で、最後に、省察的研究における研究者と実践者の協働とパートナーシップの必要性を説く。そして、大学と実践機関の新たな関係を提示し、大学における省察的研究の実施とその応用科学との統合、また、実践機関の研究と教育のセンターとしての活性化を主張する。それでは、実際の実践機関における現場外での省察的研究はどのように遂行されているのだろうか。事例として、大阪大学医学部附属病院看護部における取り組みについて言及したい。大阪大学医学部附属病院小児病棟看護部は、教育と業務の二グループで構成される。なかでも教育グループは、経験を積んだ二年目以上の看護師からなり、新人教育に当たる。教育グループの看護師は、治療における患者との接し方や患者の退院指導など、自らの経験で学んだことをマニュアル化し、後輩の看護師の指導に役立てる。これは、看護業務における様々な実践についてのマニュアルを作成するという点で、レパートリー構築の研究である。さらに、経験にもとづいて作成されたマニュアルという「行為の中の省察」が、次の段階で新人指導にどう活かされるかを検討することは、「行為の中の省察」プロセスそのものをめぐる研究に繋がるであろう。また、同看護部では卒後三年目研究という制度を設け、大学もしくは専門学校卒業後三年目の看護師

が業務の中で感じた疑問点や課題について研究レポートをまとめる。それは、看護師が自らの経験とやり方を批判的に検討するという点で、「省察的研究」におけるフレーム分析になる。この制度により、看護師は実践における探求を深めるのである。このような大学医学部附属病院看護部の取り組みは、まさにショーンの提案する「省察的研究」の方法論の具体的な実践型であるといえよう。

以上、ショーンの「省察的研究」に関する理論を医療現場における具体的な取り組みに沿って考察を行った。実例として、実践の場における市民ボランティアの参加と看護師の教育制度について取り上げた。専門性の高い医療職のこれらの取り組みは、他の専門職の「省察的研究」にとっても少なからず参考になると考える。技術的合理性という神秘が暴かれる省察的实践とその研究は、プロフェッショナルとクライアント、また、実践者と研究者との相互行為を要求する一方で、そのために両者間の葛藤が生じさせることは否めない。その葛藤を克服するための方法が今求められているといえよう。ショーンは、その解決を学校や工場といった規模の大きい機構やシステムに求めている。しかし、実践に関わる一人一人が省察的研究を主体的に行うためには、より身近で具体的な例について検討する必要があると考える。省察的实践というこの新しい理論と専門職や研究機関におけるそのための具体的な取り組みとが照らし合わされた議論が今後さらに活発に行われることを期待する。

(小野加奈子)

5 「行為の中の省察の構造」

(1) 問題を設定しながら実験を評価する

ペトラや研修医が行き詰る問題に対して、クイストやSVは問題の枠組みを転換することによって新たな展開へと導く。問題の枠組みを転換するにあたり、「設定した問題を解決することができるのだろうか。この問題を解決して得られるものを好ましく思うだろうか。理路整然とした状況を作ってきただろうか。自分の基本的な価値観や理論と一致させてきただろうか。探究を推進し続けているだろうか。」といった観点から判断することになる。しかし、このような問題の設定は、解決できる問題への枠組みを設定することを意味するが、実践という複雑な状況下においては技術的合理性に基づく効果という観点から判断することはできない。つまり、「実践者は問題の枠組みを転換した時点では、問題にはどのような解決法があるのかを知らないし、新たな問題を十分解決できるという確信ももてない」²⁰のであるが、問題の枠組み転換は「彼らが信頼を置く探究方法に役立つ」²¹という点で意味がある。

探究方法に役立つことは、実践者が問題状況を理解し、状況を変える手立てを考えることをスムーズにしてくれるということである。それは「新しい物語を顕在化させ、それを厳密に探究し、理解が進んでいることを確かめ、同時に、その状況に関する経験を修正する新しい現象を描き出す」²²プロセスを円滑にしてくれることを意味する。

また、実践者の手立てには予期せぬ効果が生み出されることがあり、この点も問題解決の手段を決定する際に重要な判断基準となる。実践者は予期せぬ効果を、効果それ自体に有意義性を見出すのか、もしくは有用性を見出すのかによって評価する。

問題の枠組み転換とそれによって生じる予期せぬ効果を通じて、状況は反応を見せる。実践者はこの状況が見せる反応に応じて適宜新たな問題の枠組み転換を行っていくのであり、それは問題状況との省察的な対話によって可能となる。そして、状況との省察的な対話は生み出されたものに一貫性を見出した時点で終わるのではなく、探究し続ける能力によって評価することで継続されていく。つまり、問題の設定及びその問題に対する手立て、そこから生まれる予期せぬ効果は、常に評価というプロセスが存在している。この評価のプロセスは状況との省察的な対話が続くかぎりにおいて継続されていくものである。

（２）過去の経験を固有の状況へもち込む

クイストとSVは問題状況を自らの知っているカテゴリーの一つとして見なすのではなく、それらを固有の存在として扱うことが求められる。言い換えれば、それぞれの実践者は固有性という特徴を踏まえた上で、問題設定の実験に取り組まなければならないのである。そこで浮かび上がってくる問題とは、では実践者は固有の存在である問題に対して、すでに知っていることをどのように用いることができるのか、ということである。この問いに対するショーンの提示する回答は〈レパトリー〉である。レパトリーは、「理解し行動するために利用可能な限りにおいて、そのひとの経験全体を含んでいる」²³のであり、実践者は、固有の状況を自らが持つレパトリー内にあるものとして〈見なす〉。この〈見なす〉という過程を通じて、「固有の状況に関連する過去の経験をもち込むことを可能にする」²⁴のであり、それは「未知の状況を既知の状況と見なし、既知の状況でおこなったことがあるとしながら未知の状況の中でおこなうという」²⁵一つの能力である。そして、実践者の〈わざ〉とは、未知の状況にもち込むレパトリーの幅と多様さであると言い換えることができる。

（３）現場での実験における厳密さ

3. では、実践者が固有の問題状況を既知のものに見なすことについて述べたが、それだけでは十分ではない。見なすという行為を通じて、その状況に対する新たな可能性の提示をもたらしてくれるが、その可能性に対する妥当性や有益性が必要であり、それはやはり行為の最中に発見されなければならない。そのため、行為の中の省察には必然的に実験が伴うことになる。しかし、この「実験」という言葉には技術的合理性の観点に基づく側面も存在しており、その点において技術的合理性における実験と実践者における現場での実験はどのように異なるのか区別しなければならない。

技術的合理性のモデルでは、研究を実践から切り離すことが強調される。また、そのような研究における実験者は、管理、客観性、対象との距離の基準を固く守る必要がある。なぜなら、「実験のプロセスを管理することで、同じ方法を用いるほかの探究者が同様な結果に達するよう留意することで客観性が得ることができ」²⁶、そのために「実験者は自分のバイアスや関心が研究対象に影響を及ぼさないよう、実験対象と距離を保つことが求められる」²⁷からである。それゆえ、技術的合理性のモデルにおける実践者は、管理された実験によって作られた科学的な理論を用いて実践の道具的目標を達成する存在として見られることになる。

しかし、実践者も実践の中で実験を行っている。〈探査的な実験〉や〈手立てを試す実験〉、〈仮説を試すこと〉といった数種類の実験が実践での実験においては混在している。実践の中で行われる実験の特徴とは、実践者は「状況を今の状態からいっそう好ましい状態に変えることに関心がある」²⁸のであって、物事に変化を与えるという点に重点が置かれているところにある。そのような実験の特徴は、状況を理解することを目的とする管理された実験に対するスタンスとは本質的に異なる。実践者にとって固有な状況全体が探究領域であって、その点において、探究領域に対して影響を与えて変化を引き起こす手立てを講じる必要がある。なぜなら、実践者は因果関係を明らかにすることに目的があるのではなく、因果関係の上に築かれている問題を解決することが求められているからである。それゆえ、実践者は自分自身の仮説を反証するのではなく、各省する方法で、影響を及ぼそうとする。

このような実践者による仮説を試す実験は、状況とのゲームと表現される。探究者と状況との関係は「とりひきの」であるがゆえに、探究者自身のモデルや認識も状況によって形作られるのであって、探究者が状況を理解するのは、変化を起こそうと努力する中でなされる。そして、生じた変化の結果は、実験の本質として扱われるのである。それゆえ、実践者の仮説の検証は判断による制限を受けるため、最終的には満足する結果が与えられた時か、状況に新しい意味を与え、調査される疑問の性質が変化した時に終了する。この点において、ポパーが言うような無期限に実験をし続ける実験者としてのスタンスとは異なる。実践者も厳密に言えば、「発見を超えるような、また発見によって設定される継続的な方向性を超えていくようなより大きな探究が継続されることは事実である」²⁹が、実践者においては、肯定の活動あるいは探究活動の中に実験における厳密性が存在しているのである。

（４）仮想世界

ここでは、クイストとSVは直接問題と向き合っていない状況がどのような状況なのかについて述べており、また、そのような状況内で彼らは何を行っているのかを明らかにしている。

クイストとSVは両者のいずれの状況も現実の出来事として向き合っていないということから、彼らは仮想世界にてあらゆる活動を行っていると表現されている。このような仮想世界の設置及びその中における実験は、実験の厳密性を確保する上で重要な役割を果たしている。「心理療法師が転移を用い、建築家がスケッチブックを用いることは、すべての専門的職業が頼っている仮想世界の多様な事例の一部」³⁰であり、それらによって、現実世界における実験を妨げ、抑制する制約を縮めることを可能にする。仮想世界とは、その世界を組み立て、維持し利用する実践及び、〈わざ〉とよばれる行為の中の省察をめぐる能力の発達という「二重の意味の「実践」において、実践を象徴する世界である。」³¹

（５）探究へ向う姿勢

実践者における探究の対象が固有の存在そのものであるならば、探究へ向う姿勢は自ずと自らに関わる現実へ向うこととなる。そのような現実に関わる実践者は、状況との省察的な対話を通じて、「状況を形作り、自分自身を状況の一部とする。」³²それゆえ、状況を作り出すとい

う意味には、自らが状況に対して働きかけた部分と、状況が自分の意志から離れてそれ自身の生命を持つ可能性の双方を認識することである。この認識は、行為の中の省察にとって重要な位置を占めている。したがって、探究者は「自分の見方にしたがって行動しなければならないものの、いつでもあとにそれを壊し、開くことができるということも理解しておかなければならない」³⁹という二重のビジョンを取り入れなければならない。この姿勢は実践者の探究における倫理と関わってくる。

(6) 技術的合理性と行為の中の省察との比較

これまで、クイストとSVのパターンと原則の中に類似性があることを確認した上で、固有で不確実な状況において〈わざ〉を示す行為の中の省察の認識論について触れてきた。このように実践における複雑な構造の内部を明らかにすることで、技術的合理性モデルにおける実践者の位置づけがいかに不完全なものであったのかを示している。実証主義の中における実践の認識論は三種類の二分法によって支えられているが、実践者の行為の中の省察の見地に立つと、そのような二分法は成立せず、むしろ二分されていたものの相互関係の中にある相互作用が実践におけるダイナミズムを構成していると言える。技術的合理性の中心にある管理、距離、客観性という厳密な価値観は、省察的な対話においては絶対的な規律とはならない。それらの価値観に足をおきつつも、状況の中に入り込むことによって対話を行うことで、複雑な意思決定のシステムを構成しているのである。(牧浦 寛)

6 専門職者の「行為の中の省察」を制約するもの

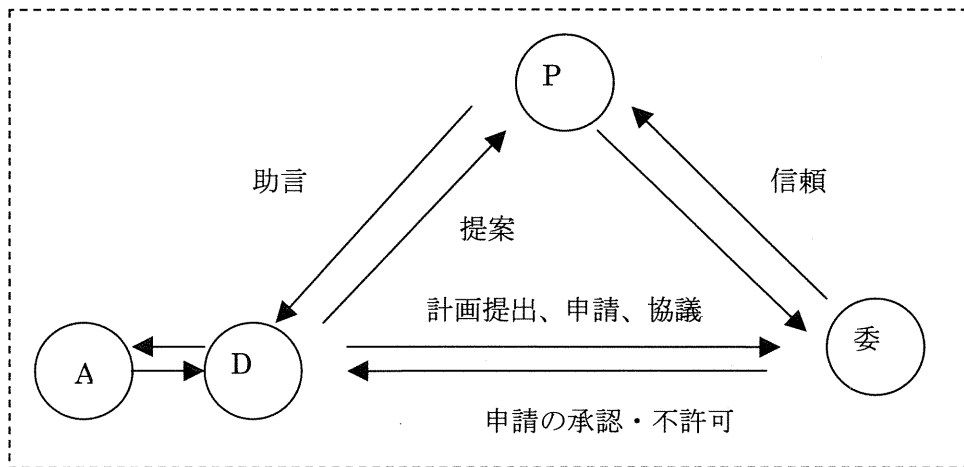
本稿は、ドナルド・A・ショーン著『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』(柳沢昌一、三輪建二監訳、鳳書房、2007年)の第七章「都市計画—行為の中の省察を制約するもの」を中心に、専門的職業における「行為の中の省察」とそれを制約するものの関係について考察するものである。都市プランナーという職業をめぐるショーンの議論から、現代における専門職者が抱える課題についての示唆を得ていきたい。

本書は、様々な専門的職業の実践の場面でかわされた会話を分析することによって、「省察的实践」を明らかにしようとするものである。とりわけ第七章では、都市プランナーという職業に焦点が当てられた。ここでショーンは、都市プランナーとクライアントの間で行われた会話(プロトコル)、その後のインタビューの内容を分析することによって、都市プランナーが行う「行為の中の省察」を制約するものを明らかにしようとした。

都市プランナーとは、公共の利益という価値に基づきながら都市開発の方向性に影響を与える専門的職業である。現代社会において、都市計画は、貧困、犯罪、人口過密などの都市問題を考慮しながら進められ、都市プランナーは複数の価値観や利害、イデオロギーの対立のはざままで仕事を遂行しなければならない。それゆえに、都市プランナーという職業には、「利害関係集団を召集する仲介者としての役割を果たしながら、集団の人々がおたがいの立場を理解して共通の利害を認識し、受諾可能な妥協案を見出すことを援助しながら、みずからを、規制す

る側と規制される側の間の中立的な立場」³⁴を担う役割が期待されるのである。

プロトコルに登場するのは、都市プランナー（P）、開発業者（D）そして建築家（A）である。プロトコルでの発言者ではないものの、影響力をもっているのがゾーニング不服申し立て委員会（委）である。これら四者の関係を図式化すると以下ようになる。



プロトコルのなかでは都市プランナーが主導的に話し合いの方向性を決めていき、クライアントである開発業者に確認を求めながらも、開発業者の考えや抱えている課題に十分に向き合わないまま、一方的に発言し、懸案事項を次々と検討しようとする。プロトコルの終了時点では、開発業者が提出した計画案について、ゾーニング不服申し立て委員会に例外適用条項を申請することによって承認をえるということで合意を得たようにもみえる。しかし、その後のインタビューで開発業者は、計画案提出の辞退を暗に決めていたことを明らかにした。

都市プランナーは、開発業者の提出する都市計画案について専門的見地から助言を行い、開発業者と委員会との間にある対立を解決し、計画案の実現を手助けするはずであった。ところが、開発業者と委員会との間で仲介的な役割を果たそうとする都市プランナーは、自分自身の実践について役割と状況の枠組み（フレーム）をつくり、その結果、閉鎖的で非省察的な実践者となっていった。ショーンが描いたのは、このプロセス、すなわち、実践者の「行為の中の省察」が制約されていくプロセスであったといえる。

では、なぜ都市プランナーの「行為の中の省察」はこのように制約されたのだろうか。もともと都市計画は中央集権的に行われてきた公的な事業であった。しかし、現代では、より住民の声を反映した都市計画・開発が求められるようになったのである。都市プランナーという職業はこのような背景のもとに登場した現代的職業であるといえることができる。本章の会話からもわかるように、都市開発について規制する権限をもつ委員会があり、開発業者は委員会に計画案を提出し承認をえることによって開発にとりかかることができる。都市プランナーはこの二者の間に立ち、クライアントである開発業者から「譲歩」³⁵を引き出そうとしたのである。

都市プランナーは「仲介者」としての役割を果たそうとするために、開発業者とのやりとり

のなかで、開発業者と委員会のどちらの利害にも寄り添わないように留意しながら、問題解決を図ろうとした。その中で都市プランナーは、開発業者の計画案をめぐる存在する「不確実性や不安定さ、独自性、状況における価値観の葛藤に対応する際に用いるくわど」の中心部分³⁶をなす「行為の中の省察」を行った。しかし、そこでの「省察」は、「仲介者」である実践者として行ったものであったがゆえに、実践を成り立たせている枠組み（フレーム）自体を問い返すことが困難となったのである。

都市プランナーにみられたような「行為の中の省察」の制約は、複数の利害の間でバランスをとりながら実践することが求められる現代の専門的職業において共通してみることのできる課題であるといえるのではないだろうか。専門的職業における実践者は、従来、「技術的合理性」と照らし合せながら問題解決をすることにその専門性の意義を見出してきた。しかし、今日の専門的職業をめぐる状況では、「複雑性、不確実性、不安感、独自性、価値観の衝突という諸現象」³⁷の重要性が増してきた。「技術的合理性」というモデルでは解決できないこれらの現象を向き合う現代の専門職実践者は、「行為の中の省察」を発達させながら、それを制約するものがもたらす課題を抱えることになるといえる。

このような課題を実践者が乗り越えようとした場合、どのような方法が考えられるのだろうか。ショーンの議論から示唆されるのは「フレーム分析」³⁸である。「自分のフレームを分析することは、実践者が彼らの暗黙のフレームに気づくのを支援し、それによってプロフェッショナルの多元主義に内在するジレンマを経験するように導く」³⁹ことができる。そして、自らの実践を構成している複数の役割フレームに気づくことで、それまでの「暗黙のフレームを、行為の中で省察する必要性を理解し始める」⁴⁰とする。しかし、これは専門職の実践者であるがゆえに次のような難しさを引き起こすと考えられる。

まず、「行為の中の省察」とは、実践者が複雑で不確定な問題状況にも対応にも対応しうる安定した実践の中の知をつくるものであった。したがって、「行為の中の省察」による弊害について「省察」しフレームを疑うことは、実践者にとって「おそれ」や「とまどい」と向き合うことになると考えられる。加えて、ショーンは第七章で都市プランナーの採用した行動の代替案として、「個人が抱えるジレンマを表に出し、個人の前提の開かれた吟味」⁴¹を促すモデルを提示している。しかし、このモデルでは都市プランナーという職業の基盤となる委員会とクライアントである開発業者との信頼関係を崩す危険性を常にはらむことになると考えられる。このように、「フレーム分析」を「行為の中の省察」の制約を乗り越えていくためのひとつの方法として考えた場合、多くの問題点を残すことになるのである。

しかし、ショーンの議論は都市プランナーに限らず、現代の専門的職業における実践者の抱える課題を浮き彫りにしたという点で重要であると筆者は考える。例えば、医師という専門的職業は、「技術的合理性」に基づいた権威を保持してきたが、近年は医療を受ける患者の権利擁護の動きなどを背景に、医師と患者の関係の見直される傾向が強まっている。その結果、医師という職業は新しい関係性のなかでとらえられるようになり、医師自身のもつ認識や価値観が問いなおされる必要性も指摘されている⁴²。同時に、患者との信頼関係を築くようなコミュニケーションが課題として提示されるようになっていっている⁴³のである。

都市計画が中央集権的性格をもっていたものから、市民の権利を尊重した都市プランナーという職業を必要とするものに時代とともに変化したように、医師という職業にも新たな役割が重視されるようになったということができるだろう。そこでは、医師は患者個人の利益と公共の利益という、ときには対立する利益との間で、個人と社会の二者からの信頼関係を築くことが求められるのである。したがって、ショーンが都市プランナーを例にして示した「行為の中の省察」を制約するものと、そこで経験する実践者の葛藤は、医師にとっても同様に課題となりうるといえるだろう。

このようにショーンの議論は、都市プランナーにとどまらず、広く専門職の実践者の学習を考える際の重要な視点を提示しているといえる。今後、「フレーム分析」が抱える問題点も含めて、本書でなされたショーンの議論を、専門的職業における実践にとっての特有の課題や学習のあり方について考えを深める手がかりとしていきたい。（柴原真知子）

7 ショーンの「省察的实践」について

ショーンの「省察的实践」をめぐる論考について考えることはとても刺激的である。この哲学者は、専門的職業人が日々の職業的行為のなかで蓄積してきた〈わざ〉・〈こつ〉・〈ノウハウ〉などと呼ばれる領域に、さまざまな角度から言葉を与える試みをおこなっている。なかには冗漫にすぎると感じられる部分もあるが、専門職の技量形成が他者との関係性の構築にもとづいてなされる必要があることを一貫して主張している点には首肯できる。その方法論として提起されているのが「省察的实践」という〈わざ〉のスタイルである。これらには、これから専門職をめざす学生が、自らのキャリアを将来に向かって主体的に形成していくために不可欠と感じられる内容も数多く含まれている。

報告者は教員出身であるが、「多くの国々で教師の仕事が成熟したある自律性をもつ職業から方向付けられた従順な技術職に移行していることが明らかになっている。」〔アイヴァー・グッドソン、2005〕という状況の広がりには深い憂慮を感じてきた。ショーンの方法論がこうした状況の打開に向けてどういう役割を果たせるのか、という点もテキストを読み進める上での関心事の一つであった。

幸いにして、報告者がレポートを担当した第9章（および第10章の一部）は、ショーンの「省察的实践」の中身が最もコンパクトに示されている箇所である。今回レポートの要旨を文章化する機会があり、上記の問題意識を再確認しながら「省察的实践」のもつ意味を再考できたことに感謝したい。

（1）9章（行為の中の省察の類型と制約—職種を越えて共通するものに注目して）の要約

冒頭で、前章まで吟味が続けられてきた事例に関して、①「行為の中の省察」の類似性と相違点について、②「行為の中の省察」に関わる制約について、の二点を再検討することが提起される。

「1 定数と変数」の項では、実践の〈わざ〉と、独自状況での専門的技法に満ちた探求には

共通の基盤があることが確認されたあと、共有された類型による探求には極めて重要なプロセスがあると指摘される。それらは、(3章) クリストのデザインのやり方 (4章) スーパーバイザーの精神療法的な解釈方法の二つである。ここでは、「独自事象に遭遇したとき、探求者はこれまでのレパートリーの中にあるものを、新しい現象のための例や手本として参照する」(289頁) ことが典型的に行われているとされる。

そして、①類似性への振り返り→②新たな仮説の構成→③状況を言い表す手段や実験行為による仮説の検証、という省察のプロセスが再度確認される。

ここまでは「共通」の話だが、その後視点が変化する。多様な〈わざ〉の中には重要な差異が存在するという指摘である。

それは、多様な実践者・実務家が行為の中の省察を行う際の〈定数(constants)の違い〉なのだという。具体的に言及されているのは、①事実や実験を指示する際のレパートリー、手段、言語、②状況を認識するシステム、③意味を与える包括的理論、④役割フレーム、の4定数である。ショーンの説明によれば、これらは、職業ごとの、あるいは職業間の行為中の省察の違いを説明するもので、特に個別の媒体とそこで使用される言語への感覚の重要性が、他の領域の実践者にそれぞれの実践の類似性を見えにくくしているというのである。

このあとショーンは、それぞれの定数の働きについて、状況を認識するシステムは、行為の中の省察にとって安定をもたらす基本条件になっていること、役割フレームは、どのような省察が行われているのかを判断する助けとなるものであること等に言及している。そして、定数は変化を受けやすいし、自体が変化する場合があるので、省察の種類を学んでいくことは継続的で長期の分析を要求すると結んでいる。

この議論でも明らかにように、ショーンは、個々の定数の働きがそれぞれの領域における実践の違いを生み出している事実を明らかにしたうえで、それらを独立した専門領域の陥穽にはまる方向で理解するのではなく、実践の共通基盤に即したものとして注目する必要があることを強調しているのである。

さて、「2 行為の中の省察を制約するもの」は、〈行為の中の省察〉を制約するものは何か、どの程度生来のものと言えるか、どの程度乗り越えられるか、という問題提起で始まる。ショーンは、①「思考は行為を邪魔する」という言説が間違いであること、②自己規制的な〈行為の中の知の生成〉が制約として広がっていること、を中心にこの問題を考察していく。

「思考は行為を邪魔する」という言説は、専門家の〈わざ〉は記述困難で、行為についての省察はそれ自体が成立しないという側面と、行為の中の省察は行動を麻痺させるという考えのもとに成り立ってきた。

これに対してショーンは、〈わざ〉は直感知における行為中の省察・記述を含むもので、それを完全に表現することができなくても省察の妨げにはならない、新しい行為を生み出すいくには十分だ、と反論している。また、行為中の省察を危険とするのは〈わざ〉の神秘化につながる」と指摘した上で、戦場や競技での即応性は例外的な事例で、普通のプロセスには省察の機会がある、実践者がその機会を生み出す方法論こそが、〈わざ〉概念の中核におかれるべきであると述べている。

ショーンは、むしろ、省察によって行為が止まることを前提に、その対価を用意することを求めている。その意味で、状況との継続的な対話は、際限のない振り返りの更新になる場合も含めて、行動することと考えることとの相互補完作用だと捉える必要があるというのだ。従って、ハンナ・アーレントの発言における「省察」の種類は吟味されるべきであり、問われている行為についてそのひとがどういう視野をもっているのかが問われているのだとされる。「麻痺」することへの恐れは、省察を欠いた合理的実践モデルから来ている、というのがショーンの主張なのである。

最後の批判は〈行為の中の省察〉における自己規制に向けられる。その論点はこれまでのケーススタディーの中に求められていく。まず、都市プランナーは問題解決の方法以外については省察していない、出来映えに一番合った技術は何かについて省察するだけだと批判される。消費者向け製品のマネジャーの場合は、危機をもたらす組織学習システム上の問題を省察しない。自分の学習システムを変えられないものと捉えている、という指摘である。クイストとペトラや、スーパーバイザーと研修医でさえ組上に乗せられる。彼らの〈行為の中の省察〉に対する批判は、専門的技法とそれをめぐる行為の中の省察は存在したが、専門的技法そのものや教師と学生とのやりとりをめぐる二次的省察はほとんどなかった、という点に向けられる。

以上、ショーンの論点を更に整理すると、①〈実践の中の知〉における個人的、組織的定数性を維持しようとする（実践者が自身の探求について省察しないこと）は実践の技法を神話化する（一般に正しいとされている理解方法を暗黙のものにする）ことにつながる。②〈実践の中の知〉のシステムと〈行為の中の省察〉そのものへ視点を向け直す必要がある、という二点に集約されるように思われる。

実践者は自分の役割のフレームと、対人関係における使用理論にしたがって、もしくは自分もそのなかで役割を果たしている学習システムに注意を向けることによって、省察における自己規制を打破しなければならない。（301頁）

というショーンの言葉を9章の総括としたい。

最後に、こうした9章の論考を踏まえると、2章で明らかにされていた〈行為の中の省察〉の全貌がさらに明確なものになることにも触れておきたい。ここでいう「全貌」を下記にまとめておく。

〈行為の中の省察〉については、71頁で次のような論考がなされていた。

- ① 既に確立している理論や技術のカテゴリーに頼らず、行為の中の省察を通して、独自の事例について新しい理論を構築する。（目的をめぐりあらかじめ意見が一致している手段をどう用いるかを考察するにとどまらない。）
- ② 手段と目的を分離せず、両者を問題状況に枠組みを与えるものとして相互的に捉える。考えることと行動とを分離せず、決断の方法を推論し、あとでその決断を行為へと変換する。（〈技術的合理性〉のもつ二分法の制約を受けない）

ところで、実践者をめぐる現在の状況は、以下のように捉えられている。

- ① 専門職主義の意味が正しく捉えられておらず、〈行為の中の省察〉は主流ではない。
- ② 自分たちは技術的熟達者であるという見方にとらわれて、実践の世界の中に省察を行う機会を見つけられないでいる。
- ③ 省察の実践者は、そうであることに自信がない。〈行為の中の省察〉を言語化できないし、その質や厳密性を正当化できないからである。

こうした状況の打開に向けて、以下の二点が提起されている。

- ① 〈行為の中の考察〉について研究を深めることがきわめて重要である。
- ② 〈厳密性が適切性〉のジレンマは、実践の認識論を発展させることを通して実現される。
→省察的な探求を通して、行為の中の省察はそれ自体が厳密なものになり、実践の〈わざ〉が、確実さと独自性という点において、科学者的な研究技法と結びつくようになる。

(2) 10章(専門的職業の意味と社会における位置づけ 1はじめに 2プロフェッショナルとクライアントとの関係)の要約

1 はじめに

次の3点が考察される。

- 1) 行為の中の省察という実践の認識論が、社会の中でプロフェッショナルが果たすべき役割にとってもつ意味
- 2) 同認識論が、プロフェッショナルがクライアントとの関係においてもつ自律性と権威に対する意味
- 3) (同認識論が?) プロフェッショナルに有益となりそうないくつかの研究、省察の実践の助けとなる制度的文脈、そしてプロフェッショナルの活動を正当化するであろう社会の進歩とウェルビーイングにとってもつ意味

方法論的には、

技術的合理性のモデルだけでなく、専門的職業に対して近年わきおこったラディカルな批判的潮流とも比較がなされる。

展望されているのは、

省察の実践というアイデアがもつ社会的な意味は、次の三つ(省察の実践・「技術的プログラム」というユートピアイメージ・脱神話化における支配からの解放というユートピアイメージ)との比較で明らかになる

という論点である。

まず、〈技術的合理性〉と技術プログラムの信奉という支配的伝統について述べられる。

この伝統下で、権力構造と結びついたエリートとしてのプロフェッショナルを攻撃することは技術的合理性批判を行うことを意味する。そこでは「技術プログラム」も卓越した知の主張も神話だとみなされる。たとえばイヴァン・イリイチの批判のように。

彼の批判はあまり厳密ではないが、技術的熟達という神話は、社会的エリートがもたざる者

を社会的に統制する道具だとするところに照準が合わされていた。

次に、こうした批判的な論議が活用される場面についてであるが、それは、専門的職業の脱神話化を正当化し、以下の救済措置のいずれかを主張するときであるとされる。すなわち、立場の弱いクライアントという犠牲者の利益擁護のためにはたらく、新しいプロフェッショナル集団を発展させること、または、市民実践者などの新しい集団を創り出すことである。

ここで、専門的知識の脱神話化における二つの意味が明らかにされる。ひとつは、専門的知識を、裸の王様に身につけさせる新しい着物として取り扱うことでもうひとつは、プロフェッショナルが本当に知る価値のあるものを知っていることだという。

結局、ラディカルな批判に対してショーンはどう考えているだろうか。

次の言葉が帰結となっている。

「資格をもったプロフェッショナルの批判的自己省察を刺激することはあっても、それによって代わることはできない」

2 プロフェッショナルとクライアントとの関係

一般に専門的行為とされるものにサービスの提供があり、サービスの受け手は「クライアント」と呼ばれ、社会の中で専門的職業が意味するものを考察するとき、プロフェッショナルとクライアントの関係性が重要であることが確認される。

しかし、現状においては、警察官、教師、経営者、ソーシャルワーカーや、マネジャー、エンジニア、建築家、都市プランナー、そして医者、弁護士などの専門的職務が、支援というよりは社会的統制において機能するとき、その職務の対象者をクライアントと呼ぶのは逆説的であると指摘される。

それはサービス提供者としての自己像をプロフェッショナルとして捉える努力をしなくなってきた結果の反映とも言えるのである。

両者の伝統的な関係は、伝統的な実践の認識論と結びついており、一種の契約関係にある、とショーンは考える。端的に表現してしまうと、クライアントは、その契約においてプロフェッショナルの自律性を尊重し、熟達者として尊敬しているようにふるまうことに同意しているのである。

その説明によると、この契約における両者の自由裁量の余地は広い。また、プロフェッショナルとしての説明責任は、主に仲間向けに存在し、仕事の遂行が満足に行われたかどうかを判断するのもその仲間になるのだが、普通、プライバシー保護の観点から、クライアントとの関係が取りざたされることは少ない。

こうして、説明責任の制度的機能が働かなくなっていることが、プロフェッショナルへの幻滅感の背景にあるという分析がなされる。また、そのことに対するラディカルな批判には、新しい契約関係への方向性において一定の意味がある。しかし、クライアントとプロフェッショナルとを対抗関係に位置づけることには弱点も存在する。すなわち、そうした対抗関係に根ざした組織運動は、伝統的なプロフェッショナルの実践と同じくらい統制的で非省察的な実践になりかねない。これは、プロフェッショナルに対抗する立場と、プロフェッショナルの卓越し

た知から恩恵を得たいという欲求とを結びつけることが困難で、運動家自身が、依然としてプロフェッショナル的な感覚に陥りやすいことを示しているというのである。

では、省察的实践は、プロフェッショナルとクライアントの契約のあり方に何を提起できるのだろうか。ショーンの関心は、説明責任の枠組みの範囲内で両者の契約がいかに変化するかを示すことにある。

最初に、省察的实践者は、クライアントとの省察的な対話を通して、みずからの専門的熟達度がどこまでなのかを見つけ出そうとしている、という前提が示されたあと、クライアントとの契約関係を示す枠組みとして「省察的な契約」という概念が導入される。同意関係は、実践者であるプロフェッショナルの権威に対する不信感を一時的なものにとどめておくことへの同意である。次に、説明責任を確実なものにするための手段が示される。もちろんさまざまな制約のあることが説明されたあと、具体的に省察的契約に移行する場合の問題点が議論される。プロフェッショナルがまずもつべきだと主張してきた権威を放棄し、クライアントとのやりとりのなかで統制権を共有することは可能なのだろうか。

ショーンによれば、その立場がどうであれ、プロフェッショナルにはなじみのない能力を要求するのが省察的な契約だという。まず、自身の不確実性をあらわにすることが求められる。また、自身の「実践の中の知」を公開して省察し、クライアントと向き合うことのできる存在に身を置くことが期待される。

これにともなう満足感も従来のものとは異なる。それは、自分のアドバイスがクライアントに対して何を意味するかを明らかにすることであり、自分の実践の中の知の生成に気づくことであり、自分自身を発見することである。それは実践者が自らの実践の研究者になることを意味する。

「実践の中の研究者」として働く場合、実践それ自体が刷新の泉となるので、継続的な自己教育の場になる、とショーンは言う。この先駆的研究として「教師プロジェクト」が紹介される。

省察的契約をクライアントの視点から点検する議論も展開される。まず、実践者を選びとるという問題が提起される。最も重要な基準は、省察的契約の受け入れやすさであるという。また、プロフェッショナルの秘技の魅力から一定の距離を置くことが必要だと述べられる。要するに人物本位で選べということなのである。「自分自身の無知の活用」「リスクの源泉を問うこと」「複数の見方を探そう」などのアドバイスもなされる。そして、これらは、自分を上回る知識をもつ人々を管理運営するマネジャーの技法であると明かされる。

つまり、「クライアントは自分自身の「実践の中の知」を省察することに励みながら、プロフェッショナルとの省察的な対話を行う能力を育むべきだ」という提案である。10-2表では、さらに、プロフェッショナルとともに探求を進める活発な参加者としての喜びが追加されている。

最後に「モデルⅠ」におけるプロフェッショナルとクライアントの関係の総括がなされる。このモデルは「行為の中の省察」の能力を抑制する傾向があり、検証においても「ある人物の理解の体系が本人の中で一貫していなければ、まったく同じ結果が誤りにも見え、誤りではな

いようにも見える」ことが指摘される。

結論として、両者の相互行為モデルへの移行は決して易々と進むものではない。それは両者に新モデルを実験する意志があり、新しい種類の行動への自信が深まり、その結果新しい契約関係のもたらす満足を経験し始めるときにこそ動き始める、というのである。（辻喜代司）

8 おわりに

以上、個々の受講生の手による授業のまとめともいうべき論稿を読み直し、様々な課題について捉え直す作業が、私なりのこの授業の「振り返り」の機会となった。本稿は、ほぼ受講生の原稿のみで構成されており、私自身、執筆のパートを担い得ていないが、この「振り返り」の成果を自らのなかで熟成させ、後日、何らかの形で応答原稿を書いてみたい。

今年度の受講生の皆さんは、問題意識も明解であり、授業への取り組み姿勢が、熱心な受講生としてよりむしろ、研究仲間としての気迫と連帯感を感じさせるようなメンバー構成であった。私も大いに触発され、想定外の問いかけに思考をめぐらせ、多くを学び得た。このような形で授業の成果がまとめられたことを、感謝したい。また、河井亨さんが全体の取りまとめの実務作業を担ってくださったことに、お礼を申し上げたい。（渡邊洋子）

- 1) ドナルド・A・ショーン著、柳沢昌一・三輪建二監訳『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』鳳書房、2007年、3章、4章。
- 2) 同前書 7章、8章。
- 3) たとえば、同、113-114,143,152,300頁。
- 4) 同、285,300頁。
- 5) 同、41頁。
- 6) D.A.ショーン、『専門家の知恵—反省的实践家は行為しながら考える—』（佐藤学、秋田喜代美訳）ゆみ出版、2001年、229頁。
- 7) ケースメソッドには様々な捉え方・形態がある。典型的な例は本書『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』で取り上げられているハーバード大学のラングデルが提唱した法学教育における事例研究法がある。同様のものがビジネス・スクールにおいても取り入れられたが、それについては後述するようにミンツバーグが痛烈に批判している。学問領域によっては学習者の実体験を教材とし、それに対して省察することが実務家にとっては大きな学習効果を生み出す。前掲書で佐藤が評価しているケースメソッドはこの意味においてである。
- 8) 前掲、『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』,410頁。
- 9) 佐藤学『教師というアボリアー—反省的实践へ—』世織書房、1997年。
- 10) 大脇康弘「教師の学習コミュニティ—進化する夜間大学院—」『大阪の学校づくり2007—夜間大学院の授業実践—』大阪教育大学スクールリーダー・プロジェクト,2008年3月,1-14頁。
- 11) 曾余田順子、曾余田浩史「「ダブルループ学習」を促すスクールリーダー教育の構築—東広島市教職員キャリアアップ研修を通して—」『日本教育経営学会紀要』第49号,2007年,111-121頁。
- 12) ヘンリー・ミンツバーグ著、池村千秋訳、『MBAが会社を滅ぼす マネージャーの正しい育て方』日経BP社,2006年,383頁。
- 13) 中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」平成18年7月11日
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/06071910.htm 最終アクセス 2008.8.3>
- 14) ミンツバーグ,前掲書。
- 15) 前掲、『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』, 55頁。
- 16) デザインする言語とは、デザインする際に描くことと話すことを結びつける言語をさす。例えば「回

- 廊の高さをここまでもってくる。そうすると、ここを上から覗き込むことになる。』(前掲書、97頁)のように、デザインする際に描いたもの単独、話した言葉単独では意味が伝わらない。このようなものを、ショーンはデザインする言語と呼ぶ。
- 17) 例えば「この茶碗の謂れは茶を点てる前のこのタイミングでお客様に紹介する」という計画を立てることがあげられる。
- 18) 本稿で取り上げる事例は、大阪市東淀川区の淀川キリスト教病院小児病棟において筆者が2007年6月から2008年3月まで経験した週に一度のボランティア、ならびに、筆者が大阪大学医学部附属病院小児病棟に勤める勤続二年半の看護師の友人からの聞き取りにもとづく。
- 19) ショーンの説明によると、(1) フレーム分析：実践者が問題と役割に枠組みを与えるやり方についての研究、(2) レポートリー構築の研究：イメージやカテゴリー概論、事例、先例、典型例の記述と分析、(3) 探求と架橋理論の基礎的方法に関する研究：実践者がその場その場で発展させたさまざまな手法の中から、探求する方法と事象をつなぐ理論に関する研究、そして、「行為の中の省察」プロセスに関する研究とは、実践者の「行為の中の省察」プロセスそのものをめぐる研究を指す。
- 20) 前掲、『省察的实践とは何か—プロフェッショナルの行為と思考—』, 153頁。
- 21) 同前。
- 22) 同。
- 23) 同、157頁。
- 24) 同、158頁。
- 25) 同。
- 26) 同前書 162頁。
- 27) 同。
- 28) 同前書、165頁。
- 29) 同、169頁。
- 30) 同、178頁。
- 31) 同、179頁。
- 32) 同。
- 33) 同前書、180頁。
- 34) 同 221頁。
- 35) ショーンは、都市プランナーと開発業者のやりとりを「再検討のゲーム」として表現した。委員会の規則を守ることを前提としながら、すでに開発業者によってつくられた計画に対して都市プランナーは助言を与える。そして、開発業者がそれを受け入れる、すなわち「譲歩」することによって、最低限の負担で委員会による承認へ漕ぎつけようとするのである。(同 273-240頁。)
- 36) 同、51頁。
- 37) 同、40頁。
- 38) ショーンは、「研究とは実践者の活動にほかならない」として、実践が研究と結びつくことの重要性を強調している。不確実で、不安定で葛藤があるような状況のなかで、実践者は「省察的研究者」となり、実践について研究することを通して「行為の中の省察」の能力を豊かにすることができる。フレーム分析はそのひとつの方法として本書では位置づけられている。(同 326頁。)
- 39) 同、329頁。
- 40) 同。
- 41) 同前書、249頁。
- 42) 「患者—医療者の間のコミュニケーションにおける最大の問題は、医療者、とくに医師が一樣にもっている事実の認識の仕方、そしてその事実に対する価値観にある」として、医師という職業に独自にある思考プロセスを問い直す必要性が指摘されている。(尾藤誠司編『医師アタマ：なぜ医師と患者はすれ違うのか?』、医学書院、2007年、ix頁。)
- 43) たとえば、Debra L. Roter & Judith A. Hall著『患者と医師のコミュニケーション：より良い関係作りの科学的根拠』(石井ひろの 武田祐子監訳、篠原出版新社、2007年)は、患者と医師のコミュニケーションについての先行研究を網羅的に紹介しながら、患者と医師の双方向的な理解に基づいたパートナーシップの構築を提言している。